

国立大学法人東京海洋大学学長選考・監察会議規則

平成16年 4月 1日

海洋大規第 6号

改正 平成17年 3月10日 海洋大規第 277号

改正 平成22年 2月24日 海洋大規第 34号

改正 平成27年 3月18日 海洋大規第 14号

改正 平成28年 3月17日 海洋大規第 157号

改正 令和 3年12月14日 海洋大規第 136号

改正 令和 5年 3月31日 海洋大規第 44号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京海洋大学管理規則（平成16年海洋大規第1号）第16条の規定に基づき、国立大学法人東京海洋大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員各同数をもって組織する。

- 一 国立大学法人東京海洋大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）規則第2条第1項第4号に定める委員の中から経営協議会において選出された者 4人
 - 二 国立大学法人東京海洋大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）規則第2条第2号から第9号までに定める評議員の中から教育研究評議会において選出された者 4人
- 2 前項第1号及び第2号の委員が学長候補適任者として推薦され応諾したときは、委員を辞任するものとし、直ちに後任の委員を選出するものとする。

(任期)

第3条 前条第1項第1号及び第2号の規定に定める経営協議会及び教育研究評議会から選出された委員の任期は、その選出母体となる経営協議会及び教育研究評議会の委員又は評議員の任期を、当該委員の任期とする。

(審議事項)

第4条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 学長の選考に関すること。
- 二 学長の解任に関すること。
- 三 学長の業務執行状況に関すること。
- 四 その他学長の選考又は解任に関し必要な事項

(議長)

第5条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、学長選考・監察会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

- 第6条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 学長選考・監察会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長選考・監察会議が特に必要と認めた事項については、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

- 第7条 学長選考・監察会議は、必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

- 第8条 学長選考・監察会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年海洋大規第277号)

- 1 この規則は、平成17年3月10日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に学長選考会議委員である者は、改正後の第2条第1項の規定により選出されたものとみなす。

附 則 (平成22年海洋大規第34号)

この規則は、平成22年2月24日から施行する。

附 則 (平成27年海洋大規第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年海洋大規第157号)

この規則は、平成28年3月17日から施行する。

附 則 (令和3年海洋大規第136号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年海洋大規第44号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。